

＜福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ＞
(3月27日 午後8時30分現在)

平成23年3月27日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は全号機（1～6号機）停止しております。

1号機（停止中）

- ・ 3月12日午後3時36分頃、直下型の大きな揺れが発生し、1号機付近で大きな音があり白煙が発生しました。水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・ 3月23日午前2時30分頃、給水系から原子炉への海水注入を開始しました。
- ・ 3月24日午前10時50分頃、原子炉建屋屋根部から白いもや状の湯気が出ていることを確認しました。
- ・ 3月24日午前11時30分頃、中央制御室の照明が点灯しました。
- ・ これまで原子炉へは海水を注入しておりましたが、3月25日午後3時37分より淡水の注入を開始しました。

2号機（停止中）

- ・ 3月15日午前6時頃に圧力抑制室付近で異音が発生、同室の圧力が低下。
- ・ 3月21日午後6時20分頃、原子炉建屋屋根部から白いもや状の煙が発生しましたが、3月22日午前7時11分時点ではほとんど見えない状態まで減少していることを確認しました。
- ・ これまで原子炉へは海水を注入しておりましたが、3月26日午前10時10分より淡水（ホウ酸入り）の注入を開始しました。
- ・ 3月26日午後4時46分頃、中央制御室の照明が点灯しました。
- ・ これまで消防ポンプにより淡水を原子炉に注入しておりましたが、3月27日午後6時31分、仮設の電動ポンプにより注入するように切り替えを行いました。

3号機（停止中）

- ・ 3月14日午前11時1分頃、1号機同様大きな音とともに白煙が発生したことから、水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・ 3月16日午前8時30分頃、原子炉建屋から水蒸気のようなもやの発生を確認。
- ・ 3月17日午前6時15分頃より、圧力抑制室の圧力の指示値が上昇していることから、安全に万全を期すため、3月20日、原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置（放射性物質を含む空気の一部外部への放出）を行う準備を進めていましたが、現在の状態は、直ちに放出を必要とする状況ではないため、今後、圧力の状態などを注視してまいります。
- ・ 3月21日午後4時頃、原子炉建屋からやや灰色がかかった煙が発生しましたが、3月22日時点で白みがかかった煙に変化しており、終息に向かいました。
- ・ 3月22日午後10時45分頃、中央制御室の照明が点灯しました。
- ・ 3月23日午後4時20分頃、原子炉建屋から黒色がかかった煙が発生していることを確認しました。その後、午後11時30分頃ならびに3月24日午前4時50分頃、当社社員が煙の発生が止んでいることを確認しました。

- これまで原子炉へは海水を注入しておりましたが、3月25日午後6時2分より淡水の注入を開始しました。

4号機（定期検査で停止中）

- 3月15日午前6時頃、大きな音が発生し、原子炉建屋5階屋根付近に損傷を確認。
- 3月15日、16日にそれぞれ原子炉建屋4階北西部付近において、出火を確認し、消防署等へ連絡しましたが、いずれも自然に火が消えていることを当社社員が確認。
- 現時点において、原子炉格納容器内の冷却材漏えいはないと考えております。

5号機（定期検査で停止中）

- 安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- 3月19日午前5時、残留熱除去系ポンプ（C）を起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- 3月20日午後2時30分、原子炉は冷温停止状態となりましたが、3月23日午後5時24分ごろ、仮設の残留熱除去系海水ポンプの電源を切り替えた際、自動停止しました。その後、3月24日午後4時14分頃、交換したポンプを起動し、同日午後4時35分頃、原子炉の冷却を再開しました。
- 現時点において、原子炉格納容器内の冷却材漏えいはないと考えております。

6号機（定期検査で停止中）

- 安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- 非常用ディーゼル発電機（A）の修理が完了しました。
- 3月19日午後10時14分頃、残留熱除去系ポンプ（B）を起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- 3月20日午後7時27分、原子炉は冷温停止状態となりました。
- 代替の残留熱除去系海水ポンプ2台について、3月25日午後3時38分および午後3時42分に仮設の電源から本設の電源に切り替えを行いました。
- 現時点において、原子炉格納容器内の冷却材漏えいはないと考えております。

本日の使用済燃料プールの冷却作業

- 3月27日午後0時34分から午後2時36分、コンクリートポンプ車による3号機への放水を行いました。
- 3月27日午後4時55分から午後7時25分、コンクリートポンプ車による4号機への放水を行いました。
- 今後も使用済燃料プールの状況を確認しながら、必要に応じて放水したいと考えております。

負傷者等

- 地震発生当初、発電所構内において協力企業作業員2名に負傷が発生し、病院に搬送（3月11日発生）
- 当社社員2名が現場において、所在不明（3月11日発生）
- 当社社員1名が左胸を押さえて立てない状態であったため、病院へ搬送（3月12日発生）

- ・ 1号機付近で大きな音があり白煙が発生した際に4名が負傷し、病院へ搬送
(3月12日発生)
- ・ 免震重要棟近傍にいた協力企業作業員1名の意識がないため、病院へ搬送
(3月12日発生)
- ・ 原子炉建屋内で作業していた当社社員1名の線量が100mSvを超過し、病院へ搬送
(3月12日発生)
- ・ 当社社員2名が1、2号機中央制御室での全面マスク着用作業中に不調を訴え、福島第二原子力発電所へ搬送(3月13日発生)
- ・ 3号機付近で大きな音があり白煙が発生した際に11名が負傷し、福島第二原子力発電所等へ搬送。そのうちの1名を病院へ搬送(3月14日発生)
- ・ 3月22日午後10時頃、共用プールで仮設電源盤設置作業中の作業員1名が負傷し、産業医のいる福島第二原子力発電所へ搬送
- ・ 3月23日午前1時30分頃、共用プールで仮設電源盤搬送作業中の作業員1名が負傷し、産業医のいる福島第二原子力発電所へ搬送
- ・ 3月24日、3号機タービン建屋1階および地下において、ケーブル施設作業を行っていた協力企業作業員3名について、約170mSv以上の線量を確認。そのうちの2名について、両足の皮膚に汚染を確認し、除染を行ったものの、ベータ線熱傷の可能性があると判断したことから、福島県立医科大学付属病院へ搬送しました。また、3月25日、残り1名も福島県立医科大学付属病院に移動し、その後、千葉県にある放射線医学総合研究所に計3名が到着しました。

なお、本事象につきまして、更なる放射線管理の徹底と被ばくの作業管理に万全を期すため、本事象の教訓と今後の対策をまとめ、国等へ説明を行っております。

作業開始に先立ち、関係者へ周知するとともに、今後の管理に万全を期してまいります。

その他

- ・ モニタリングカーによる発電所構内（屋外）の放射性物質（ヨウ素等）の測定値が通常値より上昇しており、以下のとおり、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断しています。
 - ・ 3月12日午後4時17分に判断(MP4付近)
 - ・ 3月13日午前8時56分に判断(MP4付近)
 - ・ 3月13日午後2時15分に判断(MP4付近)
 - ・ 3月14日午前3時50分に判断(MP6付近)
 - ・ 3月14日午前4時15分に判断(MP2付近)
 - ・ 3月14日午前9時27分に判断(MP3付近)
 - ・ 3月14日午後9時37分に判断(発電所正門付近)
 - ・ 3月15日午前6時51分に判断(発電所正門付近)
 - ・ 3月15日午前8時11分に判断(発電所正門付近)
 - ・ 3月15日午後4時17分に判断(発電所正門付近)
 - ・ 3月15日午後11時5分に判断(発電所正門付近)
 - ・ 3月19日午前8時58分に判断(MP5付近)

なお、測定値が $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超過した後、 $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ 付近で下降、上昇を繰り返した場合、同一事象が継続していると考え、改めて原子力災害対策特別措置法第15条

第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したという判断は行わないこととします。ただし明らかに異常な値が計測され、同一事象でないことが明らかな場合は、速やかに判断するとともにお知らせしてまいります。

- ・ 放射性物質放出の恐れがあるため、半径 20 k m以内の地域住民に対して国から避難指示が出されており、また半径 20 k mから 30 k mまでは自主避難指示が出されています。
 - ・ 3月 21 日午前 10 時 37 分から共用プールへの水の注水を開始し、同日午後 3 時 30 分頃終了しました。（当社実施）
 - ・ 3月 24 日午後 3 時 37 分頃、外部電源から共用プールへの電源供給を開始し、その後午後 6 時 5 分頃、燃料プール冷却ポンプを起動し、プールの冷却を開始しました。
 - ・ 乾式キャスク建屋のパトロールを実施したところ、外観目視点検の結果異常はなく、今後詳細に点検します。
 - ・ 5、6号機の原子炉建屋屋根部に、水素ガスの滞留防止のための穴（3箇所）を開けました。
 - ・ 使用済燃料プールへの放水および原子炉への注水に使用している消防車は、東京消防庁の他にも各地消防本部*から 12 台の貸与を受けております。また、新潟市消防局および浜松市消防局からは、大型除染システムの設置、運用に関するご指導を受けております。
- * 郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、須賀川地方広域消防本部、米沢市消防本部、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部、宇都宮市消防本部、さいたま市消防局、新潟市消防局
- ・ 3月 22 日までに 1～6号機の外部電源の受電を開始しました。
 - ・ 安全の確保に向け全力を尽くしてまいるとともに、引き続き周辺環境のモニタリングを継続・監視してまいります。

以 上